

西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、西都市本庁舎に広告付き窓口番号案内システムを設置し、来庁者の混雑緩和及び待ち時間の快適化、市民に分かりやすく優しい窓口を志向し、より良い市民サービスの向上を目的に導入するものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務

(2) 業務内容

西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 発注者

西都市 代表者 西都市長 押川 修一郎

(4) 委託料

無償とする。

(5) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

3 契約候補者の選定方法

本業務は、広告付き窓口番号案内システムによる無償での業務委託となることから、受託候補者の選定については、事業者の創意工夫ある提案を生かしながら、来庁者にとってより利用しやすい窓口レイアウトとすることができる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）とする。

4 参加資格

以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本市又は他自治体において、過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の実績を有する広告事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 法人の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者が、西都市暴力団排除条例(平成23年西都市条例第18号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

5 審査委員会

別に定める「西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき設置する西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査を行う。

なお、本プロポーザルにおける技術提案者が1者のみであっても審査は実施する。

(1) 審査方法

「西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査する。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果について、全ての参加者(共同体の場合は代表者)に文書により通知し、西都市ホームページで公表する。なお、審査の経緯及び結果についての質問及び異議申立ては一切受け付けない。

6 スケジュール

	項目	日程
1	公示及び実施要領等の交付	令和7年3月3日(月)
2	質問書の提出期限	令和7年3月3日(月)～ 令和7年3月19日(水)
3	質問書に対する回答期限	令和7年3月21日(金)
4	参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限	令和7年3月24日(月)まで
5	参加資格確認結果の通知	令和7年4月7日(月)
6	企画提案書等の提出期限	令和7年4月18日(金)
7	審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年4月25日(金)
8	審査結果の通知	令和7年5月7日(水)
9	本契約締結日	令和7年5月中旬

7 参加申し込みについて

(1) 参加申込書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書等を理解・遵守した上で、以下の提出書類を期限までに提出すること。

① 提出書類

書類 番号	提出書類名	様式	提出部数
ア	参加申込書	様式 1	1
イ	法人概要書	様式 2	1
ウ	営業所一覧表	様式 3	1
エ	役員等一覧表	様式 4	1
オ	財務諸表（直近 1 年分）	任意	1
カ	同様の事業についての実績がわかる資料 （直近 5 年分）※実績がある場合	様式 5	1
キ	商業登記簿謄本	写し可	1
ク	西都市税（完納）証明書 （西都市内に本店又は支店若しくは営業所を有する法人の場合のみ提出すること。）	原本	1
ケ	宮崎県税納税（完納）証明書 （直近 1 年分）	写し可	1
コ	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書 （納税証明書その 3 の 3） （直近 1 年分）	写し可	1

※キ～コについては申請日 3 カ月以内に発行したものを有効とする。

②提出期限

令和 7 年 3 月 24 日（月） ※持参する場合は、午後 5 時まで

② 提出先

西都市役所市民課（西都市役所 1 階）

④提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、閉庁日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までに提出するものとする（正午から午後 1 時までを除く。）。

郵送による場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

なお、期限を過ぎて到着・持参したものについては受付しない。

(2) 参加資格要件確認結果通知について

令和7年4月7日(月)に参加申込者全員に対して電子メールにより通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書(様式6)を電子メールにより送付し、受信確認の連絡を必ず行うこと。なお、口頭又は電話による質問については一切受付しない。

(2) 質問受付期限

令和7年3月19日(水)午後5時まで

(3) 提出先

西都市役所市民課 担当:橋口

電話番号 0983-32-1023

電子メール simin@city.saito.lg.jp

(4) 回答方法等

令和7年3月21日(金)までに随時西都市のホームページに掲載する。なお、個別には回答しない。

質問した業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容やその他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

※西都市ホームページ <https://www.city.saito.lg.jp>

9 企画提案書の提出

参加意向申出書により参加意思を表明した者は、次のとおり審査に必要な書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年4月18日(金)午後5時まで。

なお、参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を速やかに提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

持参による場合は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までに提出するものとする。

郵送による場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出書類

提出書類は下記の順にA4ファイルにとじ込み1部提出する。用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。なお、提出書類の電子データ(PDF)も併せて提出する。電子データの提出に当たっては、メール送付又はCD

若しくはDVDで提出する。

ア 表紙（任意様式）

※表題は「西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託に関する公募型プロポーザル企画提案書」とし、法人名を標記してください。

イ 企画提案書（任意様式）

- ・機器等の仕様、規格、設置台数及び設置方法
- ・機器等の操作方法
- ・広告付き行政情報モニターの表示方法
- ・機器等の保守、維持管理体制（緊急時の対応方法を含む。）
- ・市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等に関する独自の提案

(4) 提出先

西都市役所市民課 担当：橋口

電話番号 0983-32-1023

電子メール simin@city.saito.lg.jp

(5) 提出書類作成の留意事項

- ①提出書類の規格は、A4判、用紙縦使い、文字列の方向横書き、片面印刷、文字サイズ11ポイント以上（表、フロー図等のフォントサイズは自由）で作成し、各ページ下部にページ番号を表示すること。
- ②資料提出後の追加、訂正は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。
- ③資料作成にかかる費用は参加申込者が負担するものとする。

10 選定方法

「審査委員会」を設置し、審査を行い、受託候補者の選定を行うものとする。

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングを行い、その内容を審査する。各審査委員が、別に定める「西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準（以下、「審査基準」という。）」に基づき、採点を行う。各審査委員の評価点の合計点数が大きい順に順位付けを行う。その結果、第1位となった者を委託契約の優先交渉権者である契約候補者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。なお、合計点数が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。それでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。ただし、審査委員全員の平均点数が100点に対して60点に満たない場合は、契約候補者として選定しないものとする。

11 審査結果の通知

文書により参加申込者全員に対して通知するとともに、市ホームページに公表する。な

お、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

1 2 契約

- (1) 本プロポーザル結果に基づく随意契約とし、契約手続きは西都市財務規則（昭和39年西都市規則第7号）によるものとする。
- (2) 審査により選定した契約候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順位の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。
- (3) 委託業務については、契約候補者と協議の上、内容を一部変更する場合がある。

1 3 失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (3) その他、公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合

1 4 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用及び契約締結に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルで参加申込者から提出された書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザル又は本業務に関する情報公開請求があった場合は、西都市情報公開条例（平成11年西都市条例1号）の規定により提出書類の公開をする場合がある。
- (4) 本業務の遂行に当たって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (5) 受注者の責に帰すべき理由により、本市及び第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (6) 受注者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときはこの限りではない。

1 5 書類の提出及び問い合わせ先

【所在地】	〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地
【担当部署】	西都市役所市民課
【担当者】	橋口
【電話番号】	0983-32-1023
【FAX】	0983-41-1021
【電子メール】	simin@city.saito.lg.jp